

後期高齢者医療被保険者証の更新について

8月1日から医療機関等でご提示いただく「後期高齢者医療被保険者証」が新しくなります。新しい被保険者証の色は「水色」です。今までの被保険者証は8月以降ご使用できなくなりますので、**新しい被保険者証を7月中にお手元に届くように郵送いたします。**新しい被保険者証が届きましたら住所、氏名等を確認していただき、8月からご使用くださいますようお願いいたします。

なお、今回郵送する被保険者証は、有効期限が令和4年9月30日までとなっています。10月から窓口負担割合が見直しとなるため、**令和4年10月1日から使用できる被保険者証は改めて9月中に郵送いたします。**

●自己負担割合について

自己負担割合は同一世帯の被保険者の今年度(令和4年度)の住民税課税所得により判定されます。住民税課税所得が145万円以上の方は3割負担、145万円未満の方は1割負担となります。

なお、令和3年12月31日時点で世帯主であって、同一世帯に合計所得38万円以下(給与所得がある場合は、給与所得から10万円を控除した額)の19歳未満の世帯員がいる場合には、世帯員の年齢と人数に応じた額(①16歳未満は1人につき33万円 ②16歳以上19歳未満は1人につき12万円)を住民税課税所得から控除し負担割合、所得区分を判定します。

ただし、上記の判定で3割負担に該当する方のうち、前年(令和3年中)の収入額が次のいずれかに該当するときは申請により1割負担となります。

- ①…被保険者が同一世帯に1人で収入額が383万円未満
- ②…被保険者が同一世帯に2人以上で、収入額合計が520万円未満
- ③…被保険者が同一世帯に1人(収入額383万円以上)で、他に70歳から74歳の方がいる場合、その方と被保険者の収入額合計が520万円未満

●限度額適用認定証について

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者がいる方は、「限度額適用認定証」を医療機関等でご提示すると、ひと月の同一医療機関等での支払いが高額になる場合、自己負担限度額までに抑えられます。該当となる方は、申請手続きをお願いします。

●限度額適用・標準負担額減額認定証について

住民税非課税世帯の被保険者の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関等でご提示すると、ひと月の同一医療機関等での支払いが自己負担限度額までに抑えられ、入院したときの食事代が減額されます。該当となる方には、被保険者証に同封しますので、ご確認ください。

《お問い合わせ先》

群馬県後期高齢者医療広域連合
高山村役場住民課

☎027-256-7171

☎0279-63-2111 (内線66)

令和4年度・令和5年度 後期高齢者医療制度の保険料制度改正について

後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年に一度見直すこととされています。

令和4・5年度の保険料率は、群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和4年第1回定例会(令和4年2月9日開催)において改正条例が可決され、次のとおり決定しました。

1. 後期高齢者医療保険料率の改定

| 令和2・3年度 | | 令和4・5年度 | |
|---------|---------|---------|---------|
| 均等割額 | 43,600円 | 均等割額 | 45,700円 |
| 所得割額 | 8.60% | 所得割額 | 8.89% |
| 賦課限度額 | 64万円 | 賦課限度額 | 66万円 |

●保険料率の引き上げについて

後期高齢者医療給付費は、自己負担を除いた部分を、国・県・市町村からの負担金で約5割、現役世代からの支援金で約4割、残りの約1割を保険料によりまかなわれています。

今後2年間に見込まれる医療給付費等の費用と保険料等の収入をもとに保険料率を算定しますが、令和4年度・5年度は、団塊の世代の加入により、被保険者数が増加します。費用面では、医療給付費が増加し、収入面では、後期高齢者負担率^(※)の増加により、現役世代からの支援金の割合が減少します。これにより、

保険料でまかなうべき割合が増え、保険料率の引き上げになっています。

なお、財政収支上生じている剰余金を令和4年度及び5年度の財源として見込み、保険料率の引き上げ幅を抑制しています。

※後期高齢者負担率…医療給付費における後期高齢者負担(保険料)の割合で、国が決定します。現役世代からの支援金(医療給付費の約4割分)を担う現役世代の人口が年々減少している中、現役世代1人当たりの負担の増加を緩和するため、世代間負担の公平性の観点から後期高齢者負担率が上昇しています。(令和2・3年度11.41%→令和4・5年度11.72%)

●賦課限度額の改正について

中間所得層の負担軽減を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、賦課限度額は66万円に引き上げました。

2. 均等割額の軽減

令和4年度の軽減割合・該当条件は、令和3年度から改正はありません。

※保険料率(均等割額)の変更に伴い、軽減後均等割額が変更になります。

| 軽減割合 | 令和2・3年度 | | 軽減後均等割額 | 令和4年度 | |
|------|--|---------|---------|---------|---------|
| | 軽減該当額 <small>(均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額で判定します。)</small> | 軽減後均等割額 | | 軽減後均等割額 | 軽減後均等割額 |
| 7割軽減 | 「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ^{*1} -1)」以下 | 13,080円 | → | 13,710円 | |
| 5割軽減 | 「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ^{*1} -1)+28万5千円×(世帯の被保険者数)」以下 | 21,800円 | | 22,850円 | |
| 2割軽減 | 「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ^{*1} -1)+52万円×(世帯の被保険者数)」以下 | 34,880円 | | 36,560円 | |

※1 「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」の部分は年金・給与所得者の数が2以上の場合のみ計算します。年金・給与所得者の数は同一世帯の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかの条件を満たす人の数です。

- ・給与収入が55万円を超える人(給与収入のうち事業専従者給与を除く)
- ・前年の12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人
- ・前年の12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人

《お問い合わせ先》

群馬県後期高齢者医療広域連合 ☎027-256-7171
高山村役場 住民課 ☎0279-63-2111(内線66)

国民健康保険被保険者証の更新のお知らせ

現在交付されている「国民健康保険被保険者証」の有効期限は、令和4年7月31日までとなっています。令和4年8月1日から使用できる「被保険者証」は7月下旬頃にご自宅へ郵送しますので、8月以降に医療機関等へ受診する際には、新しい「被保険者証」を提示していただきますようお願いいたします。

なお、有効期限切れの被保険者証は、役場住民課へご返却いただくか、ご自身で破棄していただきますようお願いいたします。

| | | |
|--------------------------------|---------------------|--|
| 群馬県 国民健康保険 被保険者証 記号 | 有効期限 令和4年7月31日 | 番号 (枝番) |
| 氏名 | 平成 年 月 日 | 性別 |
| 生年月日 | 適用開始年月日 令和 年 月 日 | |
| 世帯主氏名 | 交付年月日 令和 年 月 日 | |
| 住所 群馬県吾妻郡高山村大字 | | 番地 |
| 交付者名 高山村 保険者番号 100875 | | 群馬県吾妻郡高山村大字中山2856番地1 電話 (0279)63-2111 |

<変更点>

- ・被保険者証の色が変わりました。
(青色 → 紫色)
- ・高齢受給者証と一体化されました。
- ・有効期限は令和5年7月31日までです。

国民健康保険被保険者証

●高齢受給者証について

国民健康保険の被保険者で70歳から74歳の方は、所得に応じて医療機関等での窓口負担が2割に変更されます。今までは「被保険者証」と一緒に「高齢受給者証」を提示していただきましたが、今年度より「高齢受給者証」は廃止され、「被保険者証」と一体化されました。

8月以降に医療機関等へ受診する際には、新しい「被保険者証」のみで受診できますので、忘れずにご提示いただきますようお願いいたします。

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の更新手続きのお知らせ

国民健康保険では、医療費が高額になる場合に「限度額適用認定証(非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)」を提示すると、医療機関等での窓口の支払いが自己負担限度額までになります。

現在交付を受けている方は、有効期間が令和4年7月31日までとなっていますので、8月以降も引き続き必要な場合は、高山村役場住民課で更新の手続きをお願いいたします。

なお、限度額認定証を提示せずに自己負担限度額を超える医療費を負担した場合は、高額療養費として支給されます。該当となる方には通知(はがき)を送付しますので、医療機関等の領収書、振込先口座のわかる通帳等をお持ちのうえ、住民課窓口で手続きをお願いいたします。

《お問い合わせ先》 高山村役場 住民課 ☎0279-63-2111

未就学児に係る国民健康保険税均等割額の軽減について

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している子ども(未就学児)の均等割額の一部を減額します。令和4年度分の国民健康保険税から適用となります。

●軽減の対象者

国民健康保険に加入する未就学児(6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者)

●軽減の内容

国民健康保険に加入する未就学児の均等割額を5割減額します。

一定の所得以下の世帯における均等割額の軽減が適用される世帯に属する未就学児の均等割額については、当該軽減後の均等割額をさらに5割減額することとなります。

なお、未就学児の軽減を受けるための申請は不要です。

《未就学児1人に係る均等割額》

| 世帯所得による軽減割合 | 均等割額(法定軽減後) | 未就学児減額分 | 減額後均等割額 |
|-------------|-------------|---------|---------|
| 7割軽減 | 10,350円 | 5,175円 | 5,175円 |
| 5割軽減 | 17,250円 | 8,625円 | 8,625円 |
| 2割軽減 | 27,600円 | 13,800円 | 13,800円 |
| 軽減なし | 34,500円 | 17,250円 | 17,250円 |

《お問い合わせ先》 高山村役場 税務会計課 ☎0279-63-2111

介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、申請により保険料(保険税)が減免となります。

●保険料(保険税)の減免の対象となる方

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒**保険料(保険税)を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の要件を全て満たす世帯の方
⇒**保険料(保険税)の一部を減額**

●世帯の主たる生計維持者について

- (1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
 - (2)前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
 - (3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
- ※介護保険については、(2)の要件は除きます。

●必要書類等

- ・昨年(R3.1月～R3.12月)の収入がわかるもの(源泉徴収票、確定申告書の写しなど)
- ・令和4年1月から申請する月までの収入がわかるもの(給与明細書、収入が確認できる帳簿など)

●**対象となる期間** 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

●**申請期間** 令和4年7月15日から令和5年3月31日まで

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について

高山村国民健康保険に加入している被保険者(会社等に勤めていて給与等をもたらしている方)が新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱等の症状があり、感染が疑われることにより仕事を休んだ場合、申請により傷病手当金を支給します。詳しくは役場住民課(☎0279-63-2111)までお問い合わせください。

●支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日

●支給額

直近の継続した3カ月間の給与等収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×支給対象となる日数
(注)給与等の全部又は一部を受けとることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

《お問い合わせ先》

<介護保険料・後期高齢者医療保険料>
<国民健康保険税>

高山村役場 住民課
高山村役場 税務会計課
☎0279-63-2111

令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の世帯を支援するため、国の緊急対策として、「子育て世帯への生活支援特別給付金」を支給します。

●ひとり親世帯分の支給対象者

- ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者(ひとり親世帯)の方(対象者には県が支給済です)
 - ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(村へ申請必要)
- ※公的年金等には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。
- ③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方(収入が急変したと思われる方は、保健みらい課へご相談してください。)

●支給額

児童1人あたり 一律5万円

●申請期限

令和5年2月28日

●ひとり親世帯分以外の支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

- ①令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母等(令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)
- ②令和4年度住民税(均等割)が非課税の方または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相

当の収入となった方(収入が急変したと思われる方は、保健みらい課へご相談してください。)

●支給額

児童1人あたり 一律5万円

- ・支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。

●申請期限

令和5年2月28日

●給付金の支給手続き

I. 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

- ・給付金は申請不要で受け取れます。
- ・可能な限り速やかに、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

※給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出する必要があるため、保健みらい課までご連絡をお願いします。

※児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障がでる恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

II. 上記以外の方(高校生のみ養育している方、収入が急変した方)

- ・給付金を受け取るには申請が必要です。
- ・申請書等を記入していただく必要がありますので、該当と思われる方は保健みらい課まで連絡をお願いします。

《お問い合わせ先》

制度について 厚生労働省 コールセンター ☎0120-400-903
(受付時間：平日9:00～18:00)

手続きについて 高山村役場保健みらい課福祉係 ☎0279-63-1311

群馬県生活困窮者自立相談支援事業 高山村 生活・就労相談会

生活に困窮している方のためのワンストップ(高山村行政、ハローワーク、生活困窮者自立相談支援機関)での相談会を下記により開催します。就労や経済上の問題でお困りの方は、お気軽にご参加ください。

- 開催日 令和4年7月7日(木)
- 時間 午後1時30分～3時30分
- 会場 高山村保健福祉センター 保健センター室

※事前予約制 7月6日までにご予約ください。(当日受付も可能ですが、お待ちいただくことがあります。)

- 主催 群馬県、群馬県社会福祉協議会
- 共催 群馬労働局、ハローワーク、高山村、高山村社会福祉協議会

《お問い合わせ先》

群馬県社会福祉協議会 ☎027-212-0011
高山村役場保健みらい課 ☎0279-63-1311
高山村社会福祉協議会 ☎0279-63-2075

高山村過疎地域持続的発展計画(素案)のパブリックコメントを募集します

昨年の4月1日に「過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、高山村が、令和2年の国勢調査の結果により、今年の4月1日に過疎地域に指定されました。

過疎地域の指定を受けたことから、「高山村過疎地域持続的発展計画」の策定作業を行っています。計画の策定にあたり、意見・提言を募集します。

- **募集期間** 7月1日(金)から7月22日(金)
- **対象** 村内に在住、または勤務する人
村内に事業所を有するもので村に納税義務を有するもの
- **閲覧場所** 役場地域振興課窓口、村ホームページ
- **提出方法** 閲覧場所に用意してある様式に必要事項を記入し、持参・郵送・FAX・メールのいずれかの方法で提出してください。
※様式は村ホームページからダウンロードできます。

《提出先・お問い合わせ先》

役場地域振興課

☎0279-26-7944(直通)

FAX 0279-63-2768

Mail : info@vill.takayama.gunma.jp

「高山村ふるさと祭り」の開催中止について

「高山村ふるさと祭り」につきましては、皆様のご理解ご協力により今までに39回開催してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2年連続で開催を見合わせてきました。今年も村の一大イベントとして8月の開催を検討しておりましたが、8月までの感染の収束が現時点では見込めないことなどから、令和4年における「高山村ふるさと祭り」の開催は、中止とさせていただきます。

3年連続の中止となり、開催を楽しみにしている方のご期待に沿えず申し訳ございませんが、安全性を考慮した結果の判断となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染が収束した際には、盛大に開催できるように準備を重ねてまいります。

《お問い合わせ先》

高山村ふるさと祭り実行委員会

事務局：高山村役場地域振興課

☎0279-26-7944(直通)

「山城巡り」参加者募集!!

権現山城址(砦の城) → 名胡桃城事件 → 小田原合戦 = 秀吉の天下統一へ…

そこで、権現山城址を散策してみませんか！また、名久田川源水地を回ってみませんか？

ガイドボランティアが皆様をご案内します！

- **開催日** 令和4年7月23日(土) 午前9時～午後1時(予定)
- **場所** 権現山城址、名久田川水源地ほか
- **集合** 道の駅中山盆地・北側駐車場 午前8時45分受付開始
(受付後、各自の車で移動)
- **参加費** 無料 ※昼食を持参してください
- **募集人数** 先着20名(定員になり次第締め切り)

《申し込み・お問い合わせ先》

高山村ガイドボランティア事務局(地域振興課)

☎0279-63-2111

新しく保護司に委嘱されました

新保護司として、相京小牧さんに令和4年5月25日付で古川禎久法務大臣からの委嘱状が授与されました。今後の保護司活動をお願いいたします。



新保護司
相京小牧さん

高山村職員募集

高山村では、令和5年度に採用する職員を次のとおり募集します。

●採用予定人員

- ▷一般行政職…若干名
- ▷一般行政職(文化財保護主事)…1名
- ▷保育教諭…若干名

●試験期日・内容

- ▷第1次試験 9月18日(日)
 - ・適性検査…職務への対応や対人間関係面での性格特性など職場への適応性
 - ・教養試験…一般知識、文章理解、判断、数的理解、資料解釈に関する能力
- ▷第2次試験 10月下旬
 - ・口述試験、作文試験(第1次試験合格者に通知)

●受験資格

- ▷一般行政職
昭和58年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者
- ▷一般行政職(文化財保護主事)
昭和48年4月2日以降に生まれた者で、民間の発掘調査機関又は他の地方自治体において埋蔵文化

財の発掘担当者として発掘作業現場の管理業務や発掘調査報告書の編集・執筆の経験があり、かつ、次のいずれかに該当する者

- (1)大学等において考古学又は史学を専攻し、卒業(修了)した者
- (2)博物館法に定める学芸員の資格を有している者、又は、令和5年3月31日までに取得見込みの者

▷保育教諭

昭和48年4月2日以降に生まれた者で、幼稚園教諭及び保育士の資格を有する者、又は、令和5年3月31日までに取得見込みの者

●試験会場 高山村役場 2階大会議室

●申し込み方法

- ▷申し込み用紙交付・受付場所 高山村役場 総務課
- ▷受付期間 7月11日(月)から8月12日(金)
- ▷受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)

▷郵送による受け付け

郵便での受け付けを希望される場合は、簡易書留によるものとし、8月12日(金)の消印のあるものまで受け付けます。

《お問い合わせ先》 高山村役場 総務課 ☎0279-63-2111

令和4年度 学校給食センター調理員 (会計年度任用職員)の募集について

給食センターでは、調理員(会計年度任用職員)若干名を下記のとおり再募集します。希望される方は、高山村教育委員会(☎0279-63-3046)までお問い合わせください。

- 雇用期間 雇用された日から令和5年3月31日まで
- 勤務条件 高山村会計年度任用職員に関する条例・規則による
- 勤務内容 給食調理、食器類の洗浄作業
- 勤務時間 8:00から12:30(1日4.5時間程度)
- 勤務日数 週3日から週5日
- 賃金 時給制
- 必要資格 普通運転免許証

《お問い合わせ先》 高山村教育委員会 ☎0279-63-3046

高山村農業振興協議会関連補助事業の案内について

高山村農業振興協議会では、農業の振興を促進するための事業を行うのに要する経費の負担を軽減するため、農業者及び各種団体へ補助金を交付しますのでご活用ください。

●補助事業の種類

| 補助事業の種類 | 補助率 |
|----------------------------|---|
| 1. 農業経営に必要な運転資金の借入金の利子補給 | 借入利息の50%以内 制度資金以外 1年間 |
| 2. 生産資材(パイプハウス)の購入資金補助 | 50%又は10万円の低い額 |
| 3. 新規作物導入資金の補助 | 50%以内 (新規導入作物は3年間とする) |
| 4. 各種農業団体の先進地視察等の補助(年1回限り) | 50%以内 |
| 5. 特産物の研究加工販売に対する補助 | 80%又は50万円の低い額 |
| 6. 各種団体の運営資金 | 1団体12万円以内 |
| 7. その他会長及び委員長が認めた者 | 1/5以内とし補助上限額は30万円とする。ただし、認定農業者及び認定新規就農者は、補助率を3/10以内とし補助上限額は30万円とする。 |

●補助の取り消し(全部又は一部)について

- ①補助金を本来の目的ではなく他の用途に使用したとき
- ②補助金交付の条件に違背したとき

●申請方法について

補助金交付を希望される場合は申請書類等に必要事項を記入のうえ役場農林課へ令和4年7月29日(金)までに提出してください。

●書類の審査方法について

高山村農業振興協議会審査委員会において事業計画の妥当性や実現性について審査を行い決定されます。

●補助金の交付

この補助金は高山村農業振興協議会補助金交付要綱に基づく交付となります。

「農地の利用状況調査」を実施します

●農地の利用意向調査

「農地の利用状況調査」の結果、農業上の適正かつ効率的な維持管理がなされていない農地は、「農地の利用意向調査」の対象となり、所有者に対して通知いたします。

この利用意向調査では、農地中間管理機構などを利用した農地の貸し付けを行うか、あるいはご自身で耕作等を行う意思があるかなどをお伺いします。

農地を所有・管理をする方は、定期的な適正管理にご協力をお願いします。

用水路の掃除について

近年、短時間での大雨等により、用水路にゴミが詰まることや、雑草が生い茂り目地が破損してしまうこと等お問い合わせを多数いただいております。水路掃除等につきましては、すでにご協力いた

いでいるところではありませんが、これからの台風シーズンに向け引き続きご協力をお願いいたします。
なお、作業中破損箇所を見つけた場合は役場農林課へご相談ください。